

6 月定例会提出予定議案

条 例 ・ 事 件 決 議

令和 8 年 5 月 1 8 日

総 務 部
監査委員事務局

<目次>

- 1 職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 兵庫県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・ 5

1 職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

1 制定の理由

国における特殊勤務手当の運用等に鑑み、災害により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に対して支給する特殊勤務手当である災害応急作業等手当について、大規模な災害に係る作業に従事した場合の手当の額を別に定める等所要の整備を行う。

2 制定の概要

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

大規模な災害として知事が指定する災害に係る作業に従事した場合における災害応急作業等手当の額は、次に掲げる作業に従事した日1日につき、1,440円とする（第31条の2関係）。

- (1) 道路、河川の堤防等（以下「堤防等」という。）のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は当該堤防等における重大な災害が発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査
- (2) 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業
- (3) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難者の救助又は通信施設の臨時設置、運用若しくは保守
- (4) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部が設置された他の地方公共団体に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業のうち知事が指定するもの
- (5) (1)から(4)までに掲げる作業に相当するものとして知事が指定する作業

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 適用区分

令和8年4月1日から適用する。

(3) 特殊勤務手当の内払

改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づき支給された特殊勤務手当は、2による特殊勤務手当の内払とみなすものとする。

2 知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

県保有情報漏えいの指摘に係る調査に関する第三者調査委員会の調査報告書及び秘密漏えい疑いに関する第三者調査委員会の調査報告書を踏まえ、情報が適切に管理されなかったことに対する責任を明確にするため、知事の給与の減額の措置について、所要の整備を行う。

2 制定の概要

(1) 給料月額の特例（附則第2項関係）

令和8年7月分から同年9月分までの知事の給料月額について、減額割合を次の表の改正後の欄に掲げる割合に引き上げる。

	改正前	改正後
知 事	100分の30	100分の50

(2) その他（附則第1項関係）

規定の整備を行う。

3 施行期日

公布の日

3 兵庫県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例

1 制定の理由

地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、関係条例についてこれらの法令の引用条文を改める。

2 制定の概要

(1) 次に掲げる条例の規定中地方自治法の引用条文を改める。

ア 兵庫県監査委員に関する条例（第4条関係）

イ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例（第6条関係）

ウ 兵庫県公営企業の設置等に関する条例（第6条関係）

エ 兵庫県流域下水道事業の設置等に関する条例（第5条関係）

オ 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（第3条関係）

カ 知事等の損害賠償責任の一部免責等に関する条例（第1項関係）

(2) 地方自治法施行令の引用条文を改める（知事等の損害賠償責任の一部免責等に関する条例第1項関係）。

3 施行期日

令和8年9月24日